

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

鹿児島国民年金 事案 746

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月及び同年 10 月

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は、私の母が納付していたが、申立期間の国民年金保険料だけは、自分が郵便局で納付したことを覚えている。領収書は、現在は保管していないが、納付したことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人は、最初に国民年金の被保険者資格を取得した昭和 50 年 4 月以降の国民年金被保険者期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付（法定免除期間を除く。）しているほか、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録は、当初、申立期間後の昭和 50 年 11 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料についても未納とされていたが、申立人が所持していた「国民年金領収書」により、当該期間の国民年金保険料は、平成 22 年 10 月 22 日付けで納付済みに訂正されており、申立期間当時、申立人の国民年金保険料の納付記録が適切に管理されていなかったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、昭和55年5月は15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年11月6日から55年11月30日まで
② 昭和57年4月7日から同年12月11日まで

申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、船員であった私がA社から受け取っていた給与額に比べ著しく低くなっている。

申立事業所では給与明細書を発行していなかったが、私が申立期間①及び②において実際にもらっていた保険料等控除後の給与額は、それぞれ約23万円、約28万円であったと記憶している。

申立期間①及び②について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間①における申立人の標準報酬月額は、昭和54年11月から55年5月までは14万2,000円、同年6月から同年10月までは15万円となっている。

しかしながら、A社に係る船舶所有者別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額欄に、昭和55年5月から15万円との記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和55年5月の標準報酬月額は15万円であると認められる。

一方、申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録が、申立事業所から受け取っていた給与額と相違している旨申し立てている。

しかし、申立人は、両申立期間における給与明細書等の関連資料を保管していないため、実際に支払われた給与額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

なお、申立人は、申立事業所は給与明細書を発行していなかったと主張して

いるところ、申立人が当時、申立事業所で一緒に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚は、当該事業所から給与明細書等を受け取っていた旨供述している。

また、申立事業所は、平成3年8月1日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっているところ、現存している当該事業所では、当時の関係資料等を保管していないことなどから、両申立期間における船員保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、オンライン記録のとおり確認できるのみであり（前述の昭和55年6月の標準報酬月額の記録を除く。）、両申立期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について（昭和55年6月の標準報酬月額の記録を除く。）、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②におけるA社に係る標準報酬月額の記録については16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②における厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から5年1月20日まで
② 平成5年1月20日から6年7月1日まで

申立期間①については、私が当該期間の前の平成4年8月頃から6年6月までの間、A社（現在は、B社）で継続して勤務していたにもかかわらず、このうちの申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、平成4年12月分以降の申立事業所から厚生年金保険料を控除されていることを示す給与支給明細票19枚を持っているので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、私が、同じくA社の給与から控除されていた保険料額に比べ低くなっている。

このことは、私の給与支給明細票により分かるので、申立期間②について、控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録では、申立人のA社に係る資格取得日は平成5年1月20日となっている。

しかし、申立人が氏名を挙げた申立事業所の元社会保険事務担当者及び別の

元同僚から聴取したところ、申立人が申立期間①当時、当該事業所で勤務していた旨供述している。

また、申立人が保管している給与支給明細票 19 枚により、申立事業所が、平成 4 年 12 月から 6 年 6 月までの厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においても厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格取得日を平成 4 年 12 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給与支給明細票において確認できる厚生年金保険料の控除額から 16 万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②における標準報酬月額については、前述の給与支給明細票において確認できる保険料控除額から 16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社では、当時の関連資料等を保管していないことなどから、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間①及び②について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの、被保険者資格の取得日に係る届出、及び標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月21日から同年3月1日まで

私は、昭和28年11月から、退職した平成4年4月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、私が昭和41年2月21日付けでA社のC工場からB工場へ転勤になった時期に当たり、申立期間中も途切れることなく勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が発行している申立人に係る異動歴(退職者情報)、申立人の妻が保管する同社発行の申立人に係る表彰状、及びD健康保険組合からの回答から判断すると、申立人が昭和28年9月1日から平成4年4月25日までの間、同社に継続して勤務し(昭和41年2月21日付けでA社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における社会保険事務所(当時)の昭和41年3月の記録から4万8,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、当時の関係資料を保管していないため、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 9 月までの期間及び 45 年 9 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 9 月まで
② 昭和 45 年 9 月から 50 年 9 月まで

私は、昭和 52 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、35 年 10 月に遡って国民年金に加入し、未納期間の国民年金保険料を納付した。申立期間①の頃には会社に勤務していた時期もあったが、申立期間②と合わせて、未納期間の保険料を遡って納付したことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 10 月に払い出されており、申立人は、同年同月に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、当該加入手続時点で、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間である上、申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料は、申立期間②の直後の時効消滅前の 2 年分の保険料であったものと推認されるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該加入手続時点では、第 2 回特例納付（附則第 18 条）の実施期間（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）は終了しており、第 3 回特例納付（附則第 4 条）の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）は到来していないことから、申立期間の国民年金保険料は、特例納付により納付できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私に国民年金の加入案内が届いた昭和 61 年に、私の父が、市役所で国民年金の加入手続きを行い、遡って国民年金保険料を納付してくれた。その際、遡って 10 年分を納付したかったが、2 年間分しか納付できないとの説明を受けたので、その 2 年間分をまとめて納付したと父から聞いたことがある。現在、領収書は保管していないが、間違いなく納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月 15 日以降に市に払い出され、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年 8 月 6 日に国民年金の加入手続きを行っていることが確認でき、当該加入手続き時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該被保険者名簿に申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 766 (事案 518 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 28 日まで

私は、昭和 29 年 2 月に姉が働いていた会社に就職し、機織の仕事を行っていた。退職後は帰郷し、実家に居たが、その後、会社からは一切連絡は無く、退職金等は受け取っておらず、脱退手当金も受け取っていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

今回は、この申立てが認められなかったが、同社では、社会保険事務が適正に行われていなかった疑いがあるとの元同僚の証言を得ており、納得がいかないため、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 10 月 11 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立事業所の被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、同年 7 月 20 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 51 名(申立人を含む。)のうち、申立人の資格喪失日である 40 年 3 月 28 日の前後(33 年から 42 年までの 9 年間)に被保険者資格を喪失し、受給要件を満たした女性被保険者 13 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給済となっている 7 名全員が資格喪失日から 7 か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の

脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、申立事業所において、社会保険事務が適正に行われていなかった疑いがあるとする元同僚の証言を提示し、当委員会に再申立てを行ったが、当該元同僚の証言は、当時の経理事務担当者からの伝聞によるものである上、当該担当者は既に死亡しており、申立人の主張の根拠が不明確であることなどから、申立人の再申立ての内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 767 (事案 167 及び 371 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は申立期間中、A社のB支店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

私は申立期間中、厚生年金保険に加入していたことを記憶しているので、二回にわたって行った申立てに対する通知の内容について異議がある。

今回、申立事業所の元支店長による証明書を提出し、再々度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないこと、ii) 申立人が挙げる一部の元同僚については、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないこと等を理由として、当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、A社B支店に係るOB会名簿を当委員会へ提出し、改めて申立てを行ったところ、i) 当該名簿に記載されている申立人と同じ営業職であった複数の元同僚が、いずれも厚生年金保険には加入していなかったと供述していること、ii) 他の元同僚は、A社の従業員数は 700 人から 800 人であったと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の被保険者数はわずか 151 人であることから、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること等を理由として、当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 21 日付けで再度、

年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人が今回提出した、申立期間当時に勤務していたとする申立事業所の元支店長の証明書には、申立人が主張するとおり、当該支店においては当時、全従業員の給与から社会保険料を差し引いていた旨が記載されているものの、当委員会が元支店長から聴取したところ、前述の証明内容は記憶によるものとしながらも、これを裏付ける資料等はないなどと供述している。

また、今回も新たに申立人から、A社B支店で申立期間及びその前後に勤務していながら、厚生年金保険の加入記録の無いとする元同僚に関する名簿が提出されたものの、オンライン記録により、当該名簿に記載されている元同僚10人（申立人を除く。）全員が申立人と同様に加入記録が確認できないことを踏まえると、申立事業所のA社では、B支店における多数の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事実が認められる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。